令和２年第３回平群町議会

定例会会議録（第１号）

招集年月日	令和２年６月２日
招集の場所	平群町議会議場
開会（開議）	６月２日午前９時６分宣告（第１日）
出席議員	１番　岩崎真滋　　２番　長良俊一 ３番　山本隆史　　４番　井戸太郎 ５番　稲月敏子　　６番　植田いずみ ７番　山口昌亮　　８番　森田　勝 ９番　山田仁樹　　１０番　窪　和子 １１番　下中一郎　　１２番　馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　西脇洋貴 副町長　植田充彦 教育長　岡　弘明 会計管理者　大辻孝司 政策推進課長　巳波規秀 総務防災課長　川西貴通 税務課長　橋本雅至 住民生活課長　大浦孝夫 健康保険課長　辰巳育弘 福祉こども課長　西岡勝三 観光産業課長　島野千洋 都市建設課長　今田良弘 教育委員会総務課長　松村嘉容 上下水道課長　寺口嘉彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　西谷英輝 主幹　高橋恭世 主査　大文字睦美
町長提出議案の題目	報告第　５号　議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について） 承認第　９号　専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例の一部を改正する条例について）

町長提出議案の題目	承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度平群町一般会計補正予算（第２号）について） 承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第１号）について） 議案第２５号　平群町介護保険条例の一部を改正する条例について 議案第２６号　令和２年度平群町一般会計補正予算（第３号）について 同意第　２号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　３号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　４号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　５号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　６号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　７号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　８号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第　９号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第１０号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第１１号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第１２号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第１３号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第１４号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

町長提出議案の題目	同意第１５号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 ３番　山本隆史　　５番　稲月敏子

令和２年第３回（６月）
平群町議会定例会議事日程（第１号）

令和２年６月２日（火）
午前９時開議

日程第１		会議録署名議員の指名について
日程第２		会期の決定について
日程第３		諸般の報告
日程第４	報告第　５号	議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第５	承認第　９号	専決処分の承認を求めることについて （平群町税条例の一部を改正する条例について）
日程第６	承認第１０号	専決処分の承認を求めることについて （令和２年度平群町一般会計補正予算（第２号）について）
日程第７	承認第１１号	専決処分の承認を求めることについて （令和２年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第１号）について）
日程第８	議案第２５号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第９	議案第２６号	令和２年度平群町一般会計補正予算（第３号）について
日程第１０	同意第　２号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１１	同意第　３号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１２	同意第　４号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１３	同意第　５号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１４	同意第　６号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１５	同意第　７号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１６	同意第　８号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１７	同意第　９号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１８	同意第１０号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第１９	同意第１１号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第２０	同意第１２号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第２１	同意第１３号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第２２	同意第１４号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第２３	同意第１５号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

開　　会　（午前　９時０６分）

○議　長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。できるだけ、マスク着用の御協力について、よろしくお願いいたします。

町長より、都市建設課の西岡主幹が病休のため、本定例会を欠席する旨の通知を受けておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しておりますので、これより令和２年平群町議会第３回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町　長

皆さん、おはようございます。本日は、令和２年第３回定例会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、全国に出されておりました緊急事態宣言は、５月２５日には全ての都道府県で解除となりました。しかし、新型コロナウイルスが終息したわけではありません。感染のリスクをゼロにすることはできません。平群町では、感染者の確認はされておりませんが、また第２波、第３波も来ることも予測しなければなりません。ここで気を緩めることなく新しい生活様式を取り入れ、感染拡大の防止に引き続き努めていかなければならない状況であります。

平群町では、緊急事態宣言の解除を受け、小学校の再開につきましては、感染予防対策を行った上、６月１日からの学校再開を決定いたしました。小学校については、長期に及ぶ休業であったため、学校生活になじむため、５月２５日の週に慣らし登校を行い、６月１日から５日までは短縮授業を行い、６月８日から給食の実施を予定をしております。中学校につきましては、５月２５日の週に慣らし登校を行い、６月１日から５日までは午前と午後に分けて分散登校を行い、６月９日から給食の実施を予定をしております。

公共施設の状況では、体育施設につきましては、屋外施設には、５月２５日から一部の制限を設け、町民の方を限定し、利用を開始しました。その後、対象者を拡大してまいります。屋内施設についても、６月２日から一部制約を設け、利用を開始します。また、夏に開業を行っていましたウオーターパークについては、密を避けることができないため、今年度は休業とさせていただきま

す。

図書館につきましては、感染防止対策を行った上で６月１日から開館を行いますが、当面は利用制限を行い、貸出しのみを行い、新聞、雑誌等の閲覧は禁止とさせていただきます。その他の公共施設につきましても、感染防止対策を行った上、利用人数や開館時間などの利用制限を設け、６月１日から行っております。

定額給付金につきましては、５月１日に８，０６３世帯、１万８，７５７人に発送を行い、５月７日より受付を開始し、６月１日現在の受付件数は７，６７４世帯、率では９５．２％。支給状況は、６月４日の支払い予定を含めますと７，５２０世帯で９３．３％、支払人数が１万７，６６７人、率で９４．２％となっております。

次に、令和元年度決算について御報告申し上げます。

５月末の令和元年度の出納閉鎖の結果、令和元年度一般会計の決算は、実質収支で約１億６，６８１万４，０００円の黒字決算となりました。単年度収支は約８，９６２万３，０００円の黒字、実質単年度収支では、約１億３，９６２万４，０００円の黒字となりました。特別会計、水道会計、下水道事業会計についてですが、長年赤字だった住宅新築資金等貸付事業については、令和元年度に約４６８万円の黒字決算となりましたが、学校給食費特別会計では、約１０６万２，０００円の赤字決算となりました。その他の会計についても、いずれも黒字か収支同額となっております。今後、決算内容を分析し、９月議会においては、詳細な説明を申し上げるところです。

さて、本定例会では、報告案件が１件、承認案件では、税条例の改正、一般会計予算、学校給食費特別会計の専決処分が３件、条例の一部改正が１件、一般会計補正予算が１件、同意案件１４件、合計２０件の審議をお願いをいたしております。

本議会におきましては、緊急を要する新型コロナウイルス感染症対策に関する議案を提出しております。新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を受け、住民の暮らしを守る家計の支援、子育て支援、感染拡大防止等の対応など、支援策を早急に取りまとめ、その事業費について、補正予算の措置が必要となることから、令和２年５月１５日付で専決処分をさせていただきました。御理解いただきますようお願い申し上げます。

いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり承認、可決、同意賜りますようお願いいたしまして、招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議　長

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議　長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局　長

議事日程報告　議事日程表のとおり

○議　長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により３番、山本君、５番、稲月君を指名いたしますので、本定例会会期中、よろしくお願いします。

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から６月１２日までの１１日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月１２日までの１１日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局　長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

６月　２日（火）　本会議（初日）　午前９時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後５時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

６月　３日（水）　空いてございます。

６月　４日（木）　空いてございます。

６月　５日（金）　空いてございます。

６月　６日（土）　休会でございます。

６月　７日（日）　休会でございます。

６月　８日（月）　空いてございます。

６月　９日（火）　本会議（一般質問）　午前９時より
６月１０日（水）　本会議（一般質問）　午前９時より
６月１１日（木）　空いてございます。
６月１２日（金）　本会議（最終日）　午後２時から
以上でございます。

○議　長

続きまして
日程第３　諸般の報告を行います。
５月２２日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（窪　和子）

それでは、報告をさせていただきます。
去る５月２２日金曜日午後２時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日より始まりました第３回定例会の議会運営についてであります。また、先進地視察について協議し、新型コロナウイルスの動向を踏まえて、８月開催予定の議会運営委員会にて再度協議することに決定をいたしました。
以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議　長

次に、町長より報告事項があります。
令和元年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議　長

続いて、令和元年度平群町水道事業会計予算繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

予算繰越計算書について報告

○議　長

続いて､令和元年度平群町下水道事業会計予算繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

予算繰越計算書について報告

○議　長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第４　報告第５号　議会の委任による専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額の決定について）

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、報告第５号につきまして報告させていただきます。

報告第５号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年６月２日報告

平群町長　西　脇　洋　貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和２年５月７日

平群町長　西　脇　洋　貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和２年４月６日午後１時５９分頃、大阪府堺市西区石津西町２－９－１３先路上にて委託業者運転の公用車と他車が衝突し、相手車両に損害が発生した物損事故について､和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　１万６，８３０円

２　所管課　清掃センター

でございます。

これにつきましては、相手車両の修理費用に対する損害賠償でございます。

以上でございます。

○議　長

続きまして

日程第５　承認第９号　専決処分の承認を求めることについて

（平群町税条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第９号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○７　番

大きく４点にわたっているので、順次聞きますけれども、まず１点目の固定資産税についてですが、町内の事業者で、これに該当する、これまでは償却資産だけだったのを、今回は構築物もということなので、そういう対象があるのかどうか、その点はどうですか。

○議　長

税務課長。

○税務課長

これまでは、償却資産が３年間対象でございましたが、今回の改正によりまして、家屋及び構築物も３年間対象となりました。償却資産が対象であったときは、当時は２件相談があり、１件申請がありましたが、固定資産税の非課税措置の対象にはならなかったと聞いています。今回の家屋、構築物が対象になったことにつきまして、今後どれだけ対象があり、申請があるのか等々、精査をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

それについてはきちっと、コロナ感染症対策でこういう制度ができたというのは、できるだけ周知していただきたいというふうに思います。

次に、軽自動車についてですけれども、これについてはですね、昨年度の実績、それから、これは単なる延長だけになるのか、税率の変更はないのか、その点どうですか。

○議　長

税務課長。

○税務課長

環境性能割につきましては、取得価格に応じまして軽自動車の購入時に課税されまして、燃費効率によりまして、ゼロ％から２％となっています。燃費性能の高い電気自動車等は非課税、ゼロ％でございます。今回の改正によりまして６か月延長し、２０２１年３月まで環境性能割を１％分軽減いたします。ゼ

ロ％はゼロ％でございますが、１％のものがゼロ％に、２％のものが１％となります。影響でございますが、一応、試算でございますが、半年間の影響で環境性能割、約３８万円程度の影響があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

あとですね、納税猶予については、５月の臨時議会でも、もう既に始まっているということで、どういう実態かということを質問しました。それからまた１か月近くたってますので、当然、動きがあると思うんですけれどもね、その数字が１点。

それから、その対象者についてね、事業収入の減収等によりと、こうなっているわけですけれども、被用者は対象にならないのか。

今の点、どうですかね。

○議　長

税務課長。

○税務課長

新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予の関係でございますが、５月末現在で相談件数が１３件ございます。このうち、実際に申請された件数が３件ございます。

あとですね、被用者は対象にならないかということでございますが、被用者もですね、支給される給与等が大幅な減少に陥った場合につきましては対象になります。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

今、１３件相談で、３件申請があったと。申請については、これはもう既に認められるということになるのかどうか、その点どうですか。

○議　長

税務課長。

○税務課長

この受け付けた３件につきましてはですね、一応申請されまして、収入等も下がっておるということなので、一応認めたということでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

それと、さっきの、ちょっと途中まで言いかけて、次のやつかなと思ったんですが、ここなんですけどね、特別徴収義務者っていうのは企業ですよね。当然、そこで働いてる被用者については給料から天引きされるわけですから、本人は払ってるもんだと思いますよね。それが、主に所得税になるわけです。住民税の場合は当然、前年度の所得に対して課税されるんで、主には所得税になるんだと思うんですが、当然払ってるもんだというふうに思ってるのに、実際はそれが払われてなかったと。また、事業者のほうが猶予してててですね、１年間延長するとかなりますよね。その場合の確定申告するときにですね、本人は払ったつもりだけども、実際に税務署のほうには金が入ってないというようなことも起こり得るわけですね。この辺は、どのような対応をされるようになるのかね。

住民税で言えば、前年度の所得に対して既に、それは、企業だったら、毎月６月か７月から１年間、１２回に分けて支払っていくわけですけれども、それも滞ってることになれば、本人は給料から引かれてるんだけど、滞納してることになってしまうわけですね。その辺はどういうふうな対応をされるのか。

要するに、被用者、労働者のほうはですね、自分は払ってるつもりなのに実際は自治体のほうに入っていないということも起こり得るというふうに思うんですが、その点の取扱いはどうなるんでしょうか。

○議　長

税務課長。

○税務課長

徴収猶予の関係でございます。

特別徴収義務者が猶予の申請をされた場合につきましては、被用者の住民税等、また所得税等が猶予していることになりますんで、課税している税務署、また課税している自治体等に納められておりませんので、被用者は納めたということにはならないそうでございます。ただですね、１年間の猶予ということになりますので、滞納してるということにもならないというふうに聞いております。ですんで、滞納処分とかそのような処分にはならないということでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

滞納にはならないけども、その猶予されてて、後でその事業者がちゃんと、

猶予期間終わってから払ってくれればね、それはそれで問題ないでしょう。でも、そこが例えばですよ、倒産したり廃業したりしてそれは払わんとなったら、あとじゃあ誰が、平群町にとっては入ってこないわけじゃないですか、金が。その金は誰に請求するんですか。本来払うべき個人に請求するということになるわけでしょう。その人は踏んだり蹴ったりじゃないですか。その辺、これだけで見たら、そこはどうするのっていうのをちょっとはっきりしないとね。要するに、一番損するのは働いてる個人ということになってくると思うんですよ。そこを、今の答弁だったら猶予されるのは分かるし、滞納にならないというのは分かりますけど、でも困りますよね、後からどっちにしたって自治体は請求しないと駄目ですよね。だってもう既に、所得の場合は所得として、所得税は先払いになりますけれども、もう既に去年のに対して払ってる税金、これはもらわないと困るわということになるわけですから、そこは今の段階で分からないにしても、ちょっとどうなってんのかね。こういう法律っていうか、国も法律変えて条例変えてくるわけですから、ちょっとその辺きちんと整理して、分かるようにしておいていただけますか。

○議　長

税務課長。

○税務課長

これにつきましてはですね、あくまでも納税者というのは特別徴収義務者でございますので、要は、１年間の猶予が過ぎた後ですね、払う義務があるのは特別徴収義務者ということになりますので、その時点で払ってもらえないことになりましたら、特別徴収義務者に請求するということになりますし、滞納処分も、特別徴収義務者を滞納処分するという形になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

それはそれで分かりました。じゃあね、例えば、いろんな何か受けるときに、税金ちゃんと払ってるよという証明書ね、それはどうなるの。それは、その個人はそれ出してもらえるの。

○議　長

税務課長。

○税務課長

納税証明という形ではないからちょっと難しいですねけども、要は未納がな

い、滞納はないという証明は出せるというふうに考えてます。

○議　長

山口君。

○７　番

しかし、いろいろ何か受ける場合にね、納税証明の、要するにどれだけ税金払ってるかによって変わってくるようなことも、ちょっとうろ覚えで申し訳ないけど、あるようなこともあると思うんですよね。だから、そういうとこではやっぱり不利益受けるわけですよ。その辺も含めて、今の話でいけば、基本的には特別徴収義務者、事業者のほうに責任が全部行くということなんで、それは分かりました。

それからですね、最後にもう１点。

入場料のこれ、これもね、これもだから１月１日からということは、要するに今年度、例えばコンサートで１万円とか２万円とか払ったけれども中止になったと。その分については、寄附金として控除しますよと。全額控除ということなんですが、これもね、じゃあどういう証明書出すのとか、もう答弁はええですけど、それから来年１月、要するに来年度の確定申告で出すもんですから、当然、今覚えてたって来年１月になったらどうなってるか分からんし、その辺、住民の皆さんに周知する場合に、どういう証明を残しておくのかとか、そういうことはきちんとね、広報等で知らせていただきたいと思いますが、その点はよろしいですか。

○議　長

税務課長。

○税務課長

議員おっしゃるように、住民周知には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議　長

山口君。

○７　番

それから、ローン控除、１年延長ってこれ、１０数年先のことを１年延長ってどういうことなんですかね。何で今、延長する必要があるのかちょっと。ローンは支払い期間が長いからそういうことになってるのかも分かんないですけれども、これの実績について、今年度、もう既に申告全部終わってると思うんで、その点どうですかね。

○議　長

税務課長。

○税務課長

令和２年課税分での実績でございますが、令和２年度の１年間の住宅借入金等特別控除の対象者は３８７人いらっしゃいまして、影響額については１，６５０万ございました。

以上でございます。

○議　長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第９号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認いたしました。

続きまして

日程第６　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度平群町一般会計補正予算（第２号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第１０号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○１０番

今回、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金、国の第１次補正で、平群町にも１億８１万２，０００円が交付されました。今回、財政調整基金２８３万円も、この二つを活用しまして、５月５日に平群町独自の支援策を専決されたことは大変評価をしたいと思います。たくさん、本当に困窮されている方とか対象の方々に、スピーディーに給付するためにはこの専決をしていただくしかなかったと思います。大変評価したいと思います。また、限られた予算の中で、大変バランスの取れた組合せをしていただき、また大変御苦労していただいたことに、まずもって感謝申し上げたいと思います。

そこで、何点かお尋ねしたいんですけれども、まず、大きく、この平群町のこれですね、独自の分。これ、全て６月広報と併せまして、全戸にチラシの配布をしていただきましたが、もうお電話等々あるかと思うんですが、その点、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、まず七つのうちの、子育て世帯への分ですけれども、臨時会でもありましたけれども、国が児童手当の受給者に対して１万円給付が決まりまして、可決をしておりますけれども、平群町の独自として、今、説明されましたように、併せまして上乗せで、１人につき１万５，０００円が支給されます。そしてまた、平群町の独自として、独り親、児童扶養手当の受給者に対しまして１万５，０００円が支給されます。また、今、第２次補正が審議をされ、５月末に閣議決定をいたしましたが、低所得の独り親世帯への臨時特別給付金として、児童扶養手当の受給者世帯に５万円を給付して、第２子以降は３万円が加算されるという報道もされております。

そこでですね、この給付に対しまして、公務員以外は申請が必要はないと思いますが、その確認と、それから給付されるスケジュールについて、まず御説明をお願いしたいと思います。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、子育て世帯への生活支援給付金についてということで、スケジュールについてということで、一般給付対象者、公務員以外の方ですね、その方については、６月３日、明日に町から給付金の案内を送付させていただきます。この方については、基本、手続は、申請は不要です。ただ、拒否する場合は届出が必要ということになってます。

次に、公務員給付対象者、現時点では、町が給付対象者のほうを把握しておりませんので、国の子育て世帯への臨時特別給付金、それは５月２９日に案内のほうを送付してまして、その申請が届きましたら、随時、町の案内を送付するという形で準備しています。この方についても、基本、申請は不要となってます。拒否する場合は届出が必要と。

ただ、今回ですね、基準日４月３０日現在、平群町に在住の方ということにしてますので、公務員で４月１日以降に転入された方、その方については、国の申請、もう該当から外れてますので、口座等の把握もされてないので申請が必要と。４月１日以降の公務員の方だけは申請が必要という形になってます。

あと、独り親世帯の生活支援給付金についてなんですけども、これにつきましては、これも、明日、６月３日に町から給付金の案内を送付させていただきます。そこに申請書を入れてますので、振込口座等を記載していただいて、同封の返信用封筒にて提出していただくという形になってます。

どちらも、支払いのほうが７月下旬頃ということで、独り親は１万５，０００円そのままで、子育て世帯への生活支援給付金につきましては、国の１万円と町の１万５，０００円を合わせて２万５，０００円、合算して振り込む予定をしております。

以上でございます。

○議　長

窪君。

○１０番

ありがとうございます。特に独り親家庭の皆さん、本当に生活に困窮されておられる皆さんがたくさんおられますので、できるだけ速やかに給付がされますことをお願いしておきたいと思います。

そして、今回の１番、学校も３か月間休業しておりますので、今、本当に慣らし学習をしていただいて、６月１日から、本当に学校教育現場、また保護者の皆様も大変御苦労していただいてることと思います。そこで、今回、在宅におけるオンライン学習の環境整備として、自宅にインターネット環境やＰＣ等がない御家庭に対して、端末を整備し、貸し出すということで、５００台ここで計上されております。また、後ほど一般会計の補正でも８００台の分が予算計上されておりますが、そこでお尋ねしたいんですけれども、第２波、第３波に備えて、やはりオンライン学習ができる環境整備を本当に全国的にも急がなければならないとも言われております。臨時会でもお尋ねしましたが、今現在で、オンラインの小中学校における環境調査についてと、また、今回これでは５００台、後ほど８００台出てまいりますが、今回のこの５００台におけます

ＰＣ端末の納入状況について、今現在で御説明をお願いしたいと思います。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

保護者との環境調査ということで、アカウントでログインしてもらっている率といいますのが約９１％になっております。５月２５日現在では、全体児童生徒数１，１９１人中、ログインが済んでおりますのが１，０８４人、そしてまだログインされてないのが１０７名ということで、大体９１％、そしてまだの方が大体９％という状況であります。

納入される状況についてですけれども、５月２９日にもう開札は済んでおりまして、納入見込みは立っております。予定になりますけれども、７月の上旬には１５０台、そして９月の中頃、９月中には、残り３５０台が納品される予定で進んでおります。

○議　長

窪君。

○１０番

ありがとうございます。このアカウントのログイン、あと１０７名ということですが、本当にそれぞれの御家庭によって環境が違いますので、ここまでよく持ってきていただいたなと思いますが、あと１０７名の方が、先生方、教育委員会は本当に御苦労されると思いますが､誰１人取り残すことのないように、皆さんに丁寧に環境整備をしていただきたいと思います。

また、全国的に、このＧＩＧＡスクールでパソコン、端末、タブレットがされますので、これの納入予定が決まったいうことは、本当にちょっとほっとしております。あと８００台が出てきますので、まだまだ御苦労かけますが、お願いしておきたいと思います。

それからですね、特殊詐欺の通話録音装置の費用の助成の上限、２分の１ではなくて、上限１万円の助成をしていただくいうことは大変評価したいと思います。昨年、議会でも一般質問させていただきましたところ、大変財政厳しいということで、できないということでありましたが、今回、本当に２００名分の予算を計上していただきました。２分の１ではなくて上限１万円ですので、安価なものであれば七、八千から、また１万数千円でも上限ということで、本当に評価したいと思います。

ここで、２００名分ということですが、これを超えた場合、どのようにお考えかということと、この申請期間ですね、申請期間がある程度、日にちを決め

られているのか。それから、申請が少し煩雑であると思うんですが、どのように周知をされる御予定か、お尋ねしたいと思います。

○議　長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、予算の関係なんですが、２００件分ということなんですが、これの緊急対策の補正予算、上げさせてもらった中で、例えば、一部不用額が出るとかいうことになりますと、そこで調整も利くのかなと思っております。申請期間については年度末までということです。既に数件、申請もありますし、お問合せも数件ございますので、比較的順調に滑り出しているのかなと。あと確かに、この助成金が出るまでに幾つか、申請だとか、その中で提出してもらう書類なんかもあるわけですけども、これについては、当然窓口で御説明もしてますし、また窓口に必ず来てもらわないとということではなくてですね、場合によってはなかなか役場までお越しいただけないという方についてはですね、必要な書類等、あるいは推奨するような機械類の御案内も含めて郵送させていただくとかいうことも含めて対応していきたいと考えております。

○議　長

窪君。

○１０番

ありがとうございます。先日も、奈良新聞で、特殊詐欺によります一番大きいのが、固定電話が約９割だという報道がなされてましたので、しっかりと詐欺に遭われないように、またこれを御活用いただけるように周知徹底のほど、お願いしたいと思います。

そして、次に除菌水を配布をしていただきます。これも、本当に除菌水、こういうものがなかなかまだまだマスクほど手には入らないという状況ですので、よかったなと思っておりますが、ただですね、各自できれいに洗われたペットボトルを御持参いただいて提供するということだと思いますが、このペットボトルに対して、何かシールを貼るとか、それももちろん作成を考えられてると思いますけれども、万が一、そういうのが貼ってなくて飲料してしまった場合に大変なことになりますので、その点をお尋ねしたいということと、そしてプリズムのみになっておりますけれども、各自治体の状況を見ましたら、学校とか、また公民館とか、そういう形で地域ごとに順番に日にちを決められて、希望者に配布をしているという状況がありますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議　長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えさせてもらいます。

ペットボトルにつきましてはですね、基本的にはきれいに洗浄してもらって持ってきていただくということを考えてます。それと、やはりどれくらいの方が必要とされてるか分かりませんので、一応念のために、私どものほうで準備はさせてもらいます。それで、今、清掃センターとかですね、職員のほうに全てボールを投げさせてもらってですね、できる限り協力してくださいということでお願いしています。

それで、最低でもですね、１，０００本ぐらいの予定はしております。それで、プリズムのほうで、まだ機械は来てないんですけども、導入してもらって、それで精製させてもらって、ドライブスルー方式で、プリズムで一応配布予定をしております。

必要に応じてですね、当然、本庁のほうでもそのペットボトルを用意してということも、一応考えてはおるとこでございます。ただ、需要によってですね、それはまた自治会のほうにもお願いすることもあろうかと思いますけれども、それにつきましては、また今後検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○議　長

窪君。

○１０番

ありがとうございます。需要ですのでね……。

○議　長

健康保険課長。

○健康保険課長

ペットボトルのシールですけども、シールにつきましては、私どものほうでお渡しするときにシールを貼らしてもらって、それで、飲み物ではありませんというふうな明記、そして有効期限が約１か月ですので、お渡しする日から１か月ということで、日にちも入れてお渡ししようかなというふうに考えてます。

以上です。

○議　長

窪君。

○１０番

ありがとうございます。需要によりまして、これからプリズムということだけではなく、柔軟に配布も検討していただきたいと思います。

そして、最後ですけれども、今回、第１次補正によるものでございましたが、先ほども申しましたが、第２次補正で５月２７日に閣議決定されました自治体向けの地方創生臨時交付金、今回は倍の２兆円が計上されております。１次補正は１兆円でございましたが、本当に地域の実情に応じた取組を後押しするものとなりますが、今現在、この分ですね、交付限度額もまだ来てないと思いますが、どこまで平群町として把握をされて対応を、次の計画を立てないといけないと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま御質問いただきました第２次補正の件についてお答え申し上げます。

今、議員からもあったようにですね、第２次補正ということで、国のほうから２兆円が配分されるというふうに聞いております。まだ詳細についてはこちらのほうには来ておりませんけども、５月２７日には閣議決定されたということでございます。

この対象とか交付の件についてですけども、基本的には第１次と同じように実施計画を提出して、１次と同じように交付限度額が決定されると、そういうふうになっております。

今回の２次補正の内容としましては、大きくはですね、使い道として、家賃支援を含む、事業継続とか雇用維持への拡充、新しい生活様式への対応、また小中学校の再開に伴う感染症対策ということで、１学校当たり、ウン百万円というような形で交付されるものと聞いております。詳細が県のほうから下りてまいりましたら、庁内のほうでまた検討いたしましてですね、どのような形が平群町にとって一番よいのか、十分検討して決定させていただきます。

○議　長

窪君。

○１０番

どうかよろしくお願いします。これも本当にスピーディーさが命ですので、今は緊急の事態ですので、スピーディーに、本当に平群町に合った計画を立てていただいて、そしてスピーディーに対象者の皆様に対応できるようにお願いをしておきたいと思います。

○議　長

山田君。

○９　番

新型コロナウイルス対策については、スピーディーな対応が全国的にも認め

られているところであります。しかし、ここのところ、新聞報道を見てますと、自治体によっては、いろいろな手法といいますか、いろんなやり方をやられているようです。確かに、私ども平群町のように専決処分をされている自治体もございます。専決処分に至るまで、どういう動きがあったのかは定かではございませんが、５月に臨時議会を開催された自治体、それと、この６月議会に上程される自治体、様々なところでございます。という意味で、私、この中身については、特に異論があるわけではないんですが、先ほどから出てましたように、地方自治法の１８０条の議会の委任による専決と、議会を開催するいとまがない専決というのがあるんですが、その中で、専決に至る時系列というんですか、国のほうから内示があって決定に至るまでの、この間の時系列について、少しお話をいただきたいと思います。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございます。

今御指摘ありましたように、今回の緊急経済対策で、平群町として約１億円の補正を計上させていただいております。この緊急経済対策は、簡潔に申し上げますと、４月７日に閣議決定され、４月３０日に補正予算が成立しましたと。この補正予算の成立を受けまして、５月１日に制度要綱が示されまして、その５月１日付で県のほうより平群町へ交付限度額の通知があったところでございます。

その通知を受けてですね、通知の中では、まず計画書を提出するんですけども、５月２０日が選考受付で、ただ、県への必着は５月１５日ということでされております。５月２９日が最終の実施提出期限でありましたけども、県のほうについては、５月１５日に出すという指示がございましたんで、５月１５日には提出をしております。その後、約３週間程度かけて国のほうで確認されて確認結果が下りてくると、そういうふうに聞いております。

平群町としてですね、この交付金の使い道、どういうものがいいかということで、随分と庁内でも協議させていただきましたけれども、町として、町民の皆様の生活支援のために、また町内の事業者のための経済支援のために、どういった使い道が最善かということを考えさせていただきまして、またですね、４月末から県内の自治体が独自の支援策とかをいろいろ順次発表・決定していった、そういった状況もある中で、平群町として、このコロナの影響を受けておられる方々に対して、できるだけ早く支援をさせていただくと、そういう意味もありまして、５月１５日付の専決処分とさせていただいたところでござい

ます。

○議　長

山田君。

○９　番

確かに、スピーディーに対応しなければならないということも理解はできるんですよ。通常の流れで言いますと、こういうコロナ対策にかかわらずの交付金であったり補助金というのは、基本的に町長の政策として、申請も含めて、議会に諮る前に手続を取るわけですよね。その後に、国からの決定通知をもらうなり、議決をするなりで執行できるようになっていくわけです。これが通常の流れだと思うんです。

今回については、今の話の流れでは、最終５月２９日にはどういった使い道をするかということを申請しなければならなかったということもあると思うんです。それはある程度理解できるんです。ただ、今日時点ではまだ決定通知というか、決定がされていない。恐らく、９９．９％認められると思うんですよね。でも、最悪認められない場合は、町の単費でもこれを執行するという覚悟だと思います。

先ほど、窪議員のお話によりましても、学校のパソコンなんていうのは、これまで私もお聞きしてるところによると、一日も早くしなければならなかったという理由も分かります。そのために、今日の時点では、もうある程度の契約も進んだということが分かるんですが、ほかの事業については、果たして専決をしなければならなかったのかという疑問があるわけですよ。

５月１日の特別定額給付金についてはね、これは専決もされましたけど、日本国民全てが一律に頂ける権利を持ってたのをいかにスピーディーにするかということで、町長は専決をされてですね、平群町民だけが恩恵を受けるのが遅いということにならないがために専決をされたことで、町民の方々は大変喜んでおられるし、そのことに対しては大変評価をしたいと思うんですけど、これについてはね、一定町長の政策でもあるわけじゃないですか。そのために、全部の町民の方が恩恵を受けられるようにということの配慮もなされてることもよく分かるんですが、そういう意味では、専決については、もう少し慎重になるべきであって、例えば町単費で使う覚悟がある、必要だということがもともと決まっているんであれば、パソコンの補助金については、いろいろややこしい部分もあるみたいですけど、それについては専決をすることも仕方ないということで、議会を開くいとまがなければ全員協議会等も開いて、丁寧に説明する必要があったんではないかと思うんです。その中で、いろんな議員の意見を聞くということも若干必要ではなかったのか。

私は、企業に対して、今、１，２５０万の手当もやっていただいてますけど、コロナで完全休業されてた企業、店舗もあるわけですよね。そういう部分についても、なかなかいろんなクリアしなければならない問題もあると思うんですけど、そのことについても、やっぱり協議する時間も、手だてを取るように、大変苦しい状況に追い込まれた企業、店舗の方々もおられるということでですね、確かに国から持続化給付金も出てますよ。その恩恵というんですか、それに採用というんですか、それを頂けるような方も出られてるのも事実のようですが、果たしてそれだけで賄えたのかどうかということもあってですね、そういうことも含めて、中身については異論がないんですが、そういう意見も聞く必要があったんではないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議　長

町長。

○町　長

確かに山田議員おっしゃるとおりでありまして、本来の補正予算は、議決を要する議会の権限に関する事項であります。今回、住民の生活を守るためにという形で専決処分させていただいたんですけども、今後、専決処分の運用に当たりましては、制度の趣旨を逸脱することのないように慎重にやってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議　長

山田君。

○９　番

本当にね、中身について、私も異論があるわけではない。町長がいつもスピーディーに対応しなければならないという思いはよく分かります。ただ、みんなの意見をしっかり聞いて、議決権と議員の立場、議員としての、住民の代表として意見も聞いていただくこと、町長はこれまで常に丁寧にやっていただいたのに、今回に関しては、少しどうしたのかなという思いもあったんで、丁寧によろしくお願いいたします。

○議　長

山口君。

○７　番

何点か質問しますけども、まず交付額の限度額が１億８１万２，０００円に対して、今回、事業総額１億３６４万２，０００円。２８３万円だけ多めの予算ということなんですが、これで限度額いっぱいになりますか。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

限度額は、今、議員のほうからあったとおりでございますけども、現在進行中の事業もございますけども､これから全ての事業を実施していく中でですね、国の限度額、事業の内容によってはオーバーしたり、食い切れなかったりする分もいろいろあろうかと思いますけども、そういった調整も含めて、町単独で２００数十万円を計上させていただいたところでございます。国から通知のあった限度額については満額を使えるように努力してまいりたいと思います。

○議　長

山口君。

○７　番

七つのほとんどはいけるんだけど、中小企業者の事業継続支援金の支給、これ、この前、県の無利子融資を受けた事業者に対して、企業１０万、個人５万ということで、１，２５０万円計上されてるんですけど、これ、この前聞いたとき、６０数件でしたよね、まだ。これ、全部で１５０件予定してたんかな。これが一番余るような可能性があると思うんですよね。これは余ったら、要するに限度額だから、使った分しか当然国はくれませんから、その辺はちょっと計算してやったのかなと。いや、当然ね、予算に対して執行っていうのはそんな１００％、さっき、超える部分はあるって言ったけど、ほかの部分は超える部分なんてほとんどないですよ。だって、決まった人数、全部申請されたり、全部に給付してもそれ以上はいかないわけだから、少なめになんかしてないでしょう。多めにしてるわけや、予算やから。だから、いやそこはね、何ぼ緊急で急いだと言ったって、もうちょっとそれ、ここの５番の中小企業のとこだけが、いやもう既に１００件超えてるっていうなら別ですよ。この前聞いたときは６０数件でしたから、だから１５０もいくんかなという危惧。だから、余り文句言いたくないですけれども、その辺はね、ちょっときちんとやっていただきたい。

そのついでで聞きますけれども、無利子融資が今何件なのか、それから生活資金貸付け、それから１０万給付はさっき町長の説明があったんでいいですけれども、もう１点はマイナンバーカード、これ、全国各地で相当混乱を逆に起こしてですね、既に、相当多くの自治体が、もうこれでの申請は取りやめだというようなことも行われて、今度逆に国は、それを反省するどころか、銀行口座とひもつきにして、すぐ給付できますよと。すぐ給付できますよって、給付なんてそんな何年に何回もあるようなことが起こってはいけないわけですから、逆に、個人の資産を全て把握するというようなことにつながる。これは余計なことですけど。その混乱、平群町ではなかったのかどうなのか、その３点につ

いてはどうですか。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、１点目のこの交付金ですね、今現在、七つの事業を計上させていただいておりますけども、全て食べ切れなかった場合というようなお話をいただきました。この交付金の趣旨といいますのは、あくまでも、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活支援ということでございますので、この趣旨を基本にですね、食べ切れなかった分については、今後、事業の追加もあり得ると、そういうふうには理解しております。

○議　長

山口君。

○７　番

あと、無利子融資何件とか、生活資金どんだけとか、当然そんなんつかんでるでしょう。５月８日に聞いたときは全部答えてくれたじゃない。

○議　長

観光産業課長。

○観光産業課長

セーフティネットの関係の制度融資についてはですね、今時点で７５件程度、申込みと、それと認定済みっていうのがあります。今回の支援金、１５０件予定してるわけですが、それからすると、対象になる方が今時点で７５件、半分程度あるというところです。かなり周知の方法も考えておりまして、制度融資を受けられる町内金融機関等ですね、南都銀行の平群支店、王寺支店、王寺南支店、三郷支店、あるいは奈良中央信用金庫の平群支店、奈良信用金庫龍田川支店、大和信用金庫王寺支店、そういったところにですね、この支援金についての案内もしていただくようにお願いしているところです。

また、平群町の商工会なんですが、商工会員２１２名おられまして、その方に対して、商工会の広報と一緒に、制度周知のチラシを同封して発送していただくというところでお願いしております。

町内に個人事業者も含めて５００件余りおられますので、そういったところから当面１５０件程度の予算化をしたということでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

いやいや、生活資金も聞いたから、それも答えてよ、順番に。

だってこれ、コロナ対策でいろんなことやってて、当然町がいろんなことをつかまないと、さっきから出てる２次補正で２兆円出てきて、平群町に２億円来るのか、それ以下になるのかそれ以上になるのか分かりませんけども、当然次も組まなあかんわけでしょう。じゃあ、どこに組むかって、今、課長言ったけど、コロナの今度のことで一番困ってる人たちに給付するための制度でしょう。いや、だからどうなってるかという平群町の実態知っとかないと何もできないじゃないですか。だから聞いてんねん。生活給付、資金貸付は今、何件になってるんですかって聞いてるのに誰も答えへんってどういうことですか。

○議　長

山口君。

○７　番

もうええわ、後で答えください。聞かんと分からへんからね、社協に聞かんと分からんから、まあいいですけど、後で答えてくださいよ。

それからね、一番基本的なこと聞きますけど、もちろん１億８１万２，０００円、平群町にとっては非常に大きいお金ですし、といっても、限られた限度額ですから、私も、この今度の内容についてはね、それなりの支援策になってるというふうには、一定評価はしてます。ただ、じゃあどのような基準でこの７項目決められたのか、そこは全くどこにもないんですよね。どういう基準で決められたのか、いろいろそれは庁内で議論されたと思うんですが、それを答えてくださいね。

それともう一つは、よそ、県内の多くの市がやっている、奈良県が休業要請をして、それの要請に応えた事業者に対して、県の支援金に上乗せして１０万円とか出してる市が多いんですが、平群町はそれがされてません。それはなぜされなかったのか、その点も含めて。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回の七つの事業を計上させていただいた基準でございます。各自治体とも、コロナ対策についてはですね、随分といろんなことをされておるようでございます。内容については、４月の下旬以降ですね、新聞報道等でかなり多くの自治体がこんな事業をやるんだということで、プレス発表されております。平群町といたしましても、当然そのような事例も参考にさせていただきましたし、国のほうからですね、この交付金の使い道ということで、事例集も送られてまいりましたので、そういったものをいろいろと調査研究しながら、平群町として、この七つの事業をやっていくというふうに決定したところでございます。

それと、あと県の事業者への県支援に対する上乗せということで、今、御質問ございました。当然、そういった事業のことについてもですね、事務レベルでいろいろとテーブルに上げて研究はさせていただいたんですけども、この七つの事業の大きな目玉、一つの大きな目玉というか、一番事業かさがあるのが、いわゆる子育て世帯への支援金と、あとパソコンのオンライン学習の環境整備ということでございますので、今回の１億円についてはですね、主にといいますか、在宅におけるオンライン学習の整備、これを一つの目玉にして計上させていただいたと、そういうことでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

それはええんです。別に何も今度の中身が駄目だと言ってるんじゃなくて、その基準でいったら、今、最後の部分がそういうことなんでしょうけども、ただ、その他、個人やまた事業者に対する施策も必要ということで、一番平群町にとっては分かりやすいということで、県の無利子借入金をされたセーフティネット資金の借入れをしたところにされるっていうのは、それはそれで分からなくはない。ただ、その休業要請を受けて休業してるところのほうも相当、それでいて、こういう資金を借りること、両方重なる部分ももちろんあると思いますが、その辺もやっぱり目配りする必要があるというふうに思いますので、２次のところではですね、その辺しっかりやっていただきたい。

そのためにも、先ほど言いましたけども、町内でどういう状況になってるのか、これをしっかりつかまないとね、町としての政策的な部分で出せないわけですよ。何となくここが一番しんどい状況になってるだろうというふうに思うところだけを引っ張り出してというわけにもいきませんから、特にサラリーマンで勤めている人たちでですね、全国的には相当な数で、平群町でどうなってるのかっていうのはなかなか難しい部分はありますけれども、非正規は相当首が切られてますし、企業によっては自宅待機ということでですね、休業というのか、それで給料を引かれるとかね、そういういろんなことが起こってるわけですよね。そういうところにどう光を当てるのかっていうのも大事になるんで、どこまでつかめるか分かりませんけれども、基本的に町内の住民の皆さんが今度のコロナのことで、どういう人たちが大変なことになっているのか、そういう暮らしが最も困難になってるところがどうなのかというのを私はね、どういう形でできるのか分かりませんが、ちょっと調べるというか、きちっと町としてはですね、大まかにでもつかむ必要があるというふうに思うんです。今の段階でどれほど把握してるのか、その点どうですか。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

今ですね、議員のほうから、いわゆる町内の状況をつかんでいく必要があるということで御指摘いただきました。全く私もそのとおりだというふうに思います。今後ですね、国のほうから下りてきました２兆円の交付金も使って、第２弾の平群町の支援策も考えていく中でですね、真に困っている人はどういう人たちなのか、平群町として光を当てる先というものが、どのようなものが一番よいのか、そういったものを十分検討してですね、第２次の国の補正予算を利用してですね、次の交付金の使い道、十分検討してまいりたいと思います。

○議　長

山口君。

○７　番

それはしてください。どこまでか、非常に難しいと思うんで、私もそんな細かくまでですね、どうつかめるのかというのは分かりませんが、ただ全国的にはいろんな自治体、１，７００以上の自治体があって、そこはいろんなことを取り組んでおられるので、そういうこともいろいろ調べて参考にしていただきたいというふうに思います。

最後に、２次補正についてですけれどもね、これはこれをやれということじゃないんですが、今の今度の１次の補正でこんなことをやってるとこもあるよということで、例えばね、１０万円給付ですけれども、これ４月２７日に住民登録がされてる人だけですよね。２８日に生まれた子どもは対象外なんですよね。平群町、今、むちゃくちゃ出生率が低くて奈良県で一番低いということですが、もう今、１００人を切る事態もあるようなことなんで、ここは力入れないと駄目な部分。それでですね、山添村が、４月２８日以降、来年３月３１日までに生まれた子どもにも、これは国が出してくれませんから、当然、自治体独自に１０万円､山添村は１０万円に１万円プラスして１１万円ですけれども、全員に１１万円、生まれた子ども。山添では３０人ぐらいという想定。それでも３３０万なんですね。平群町は１００人として１０万円、１，０００万なんですね。これはね、こういうのもあるよと。

それから、さっき言った休業要請協力者にもね、さっきの無利子融資を受けたところと重なるところはどうするかというのもありますけれども、ここは絶対にきちんとすべきやということと、それと失業や休業で収入減になった労働者の皆さん、それから売上げ減の中小零細業者の皆さん、ここらにもきちんと光を当てていただきたいというふうに思いますので、このことは、ちょっと今

後また、当然、編成の中に当たってはですね、先ほどの山田議員からありましたように、議会の意見も、議員の意見も聞いていただけるというふうになると思いますので、まず、このことについてもですね、それと全国の事例もしっかり調べていただいて、平群町の住民にとって一番役に立つような方法を考えていただきたいというふうに思いますので、このことはお願いしておきます。

○議　長

井戸君。

○４　番

ちょっと私からも。まず大きく。先ほど、山田議員、山口議員からも出てましたが、ちょっと私が知りたかったのは、この７項目に絞ったということでしょうから、例えばですけど、他市町村で、先ほどもおっしゃられましたように、国の分を補助したりとか日付を変えたりとか、あと近隣でも、給食費を無料にしたりとか、いろいろな、各それぞれの施策を行ってるわけですけども、平群町としては、この本当に短い時間でこれだけの内容を整えたというのはすばらしいと思うんですけれども、大体何項目ほどの候補が出てきて、最終的にこの７項目に絞られたのか、それをまずちょっとお聞かせください。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

先ほどから説明しました７項目以外にどういうものが候補に上がったかということでございます。最終的には七つになってるんですけども、その七つに絞る段階でですね、あと何件か、一応候補はあったんですけども、その候補が具体的にこういう内容でこうしようということで、詳細まで余り詰めていったものではないんです。一応、１億円の限度額がございましたので、これ以外にも複数の項目の頭出しはあったんですけども、結果的には七つになったということでございます。

○議　長

井戸議員。

○４　番

じゃあ複数ということで、それ以上多くあったということで、これがちょっとどういうものなのか、ひょっとしたらここで発表できない内容なのかもしれないのであれですけれども、お願いといたしましては、次の２次補正の中でですね、２兆円のうち幾ら来るか分かりませんけども、やはり先ほど山田議員もおっしゃられましたように、全員協議会とか開いて議員の意見もちょっと聞いてほしいなという思いがあります。そこはよろしくお願いいたします。

あと、小さくですけれども、２点いきますね。さくっといきますね、軽く。

まず、小中学校のオンライン授業でＰＣが決まったということで、まずどのＯＳかというのと、セキュリティーが必要かということと、そのセキュリティー費用はもう既に払込み、保証費用とセキュリティー費用、メンテナンス費用が何年分をもう契約されているのかというのをお聞きしたいんです。それをお願いします。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えいたします。

端末ですけれども、どのようなＯＳの端末かということですけれども、ｉＰａｄＯＳのタブレット式の端末でございまして、キーボードが外付のタイプで、タッチパネル対応の端末であります。Ｗｉ－ＦｉとＬＴＥ通信に対応した仕様となっております。

○議　長

井戸君。

○４　番

分かりました。ｉＰａｄだったら、セキュリティー上は新たに買う必要がない、セキュリティソフトを買う必要はないので分かりました。

もう１件だけ、本当簡単なんですけども、中小企業等事業継続支援金の支給で、これ、個人事業主等を対象にしてるんですけども、対象者がどうしても保証や、お借りしたり、関連の保証や認定を受けていて借入れを行った事業者ということなんですけども、借入れを行ってない、なけなしの自己資金でやられてる方もおられるとは思うんですけども、あえてこの借入れをしてる方に絞った理由ですね。いろいろなやり方はあると思うので、金融機関から借りてない方もたくさんおられると思うんですけども、そこが絞ったことが１点と、法人と個人事業主、５万円と１０万円の差をつけた理由ですね。法人も今や安く作れますから、そういうところを踏まえて、その２点、お願いします。これが最後の質問です。

○議　長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、セーフティネットの認定を受けたということで絞った理由なんですが、そうでない限り、把握ができないというのが一つあります。セーフティネットの融資についてはですね、無利子で保証料率ゼロということなので、非常にこ

の融資を受けるについてはハードルが低い融資資金ということであります。

それと、個人事業者と法人の支援金の額の理由というのはですね、そういう意味では、これについては、特段基準というものがありませんが、個人事業者と法人、法人でも個人事業者に近いような法人ももちろんあるんですが、今、認定を受けておられる法人についてはですね、やはり従業員だとか、結構抱えられてる、あるいは売上金の減少額も相当額大きい法人の方が多いです。そこら辺も含めてですね、個人事業者と法人の、今、認定を受けてられる方の実績を見ますと、やはり法人と個人事業者さんの売上額についてはそれなりに開きがあるということで、こういう支援金の額の決定をしております。

○議　長

井戸君。

○４　番

分かりにくい説明がちょっとあったんですけれども、税務署に行けば登録されてるかどうかって調べることもできると思うので、借入れ、確かにそういう確認の方法もあると思うんですけども、それに頼らなくてもいけるんじゃないかと私は思います。それもちょっと参考にしていただきたいです。

法人、個人事業主の件なんですけれども、法人も今や１万円で、簡単に言うたら株式会社作れるわけで、登録免許税を入れても７万円ぐらいです。７万円ぐらいでもう株式会社を作れますというわけで、この差を、平群の実情に合わせたのであればいいんですけども、単純に５万円、１０万円で倍の差が出てますので、これはどうなのかなと私自身思いました。そこもですね、また改めて考えていただきたいなと思います。これはもうお願いです。

以上です。

○議　長

稲月君。

○５　番

７番目の感染症防止対策の充実、補充というので、除菌水、次亜塩素酸水の配布をやりはるということで、各都市でも、もう既に御所なんかでも、大きく報道もされてやられたということは知ってるんですけども、今、これについては、効果がないという報道がありますよね。６月１日付で国のほうも、効果は確認されていないというようなことも今、言われてますのでね、何か無駄なことをしてもしゃあないというふうに思うんで、そこんとこはもうちょっと丁寧に調べていただいて、実施のほうを十分考えていただきたい。もう御返事、後でいいですので。

○議　長

ほかにございませんでしょうか。馬本君。

○１２番

先ほどね、この審議権剥奪ね。要するに、議会、専決処分の問題について、山田君からるるお話があったけども、そこでちょっと聞きたいねけど、この件について、県へ１５日に提出せねばならないということを発表したときに、恐らく行政は議員さんにみんな説明に行ったはずやと思う。僕も説明を受けましたよ。その中で、議員さんは、この件について、これは専決は具合悪いよという御意見がまずあったんかいな。いやいや、この件については、これをこういう具合に入れたらどうやというような御意見もあったか、その経過をちょっとここで発表して。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの質問でございます。

今回の補正予算について、５月１５日に専決をさせていただくに当たりまして、政策推進課のほうから議員各位のほうに連絡をさせていただきまして、今回の補正予算の内容について、個々に御説明をさせていただきました。電話させていただいて、ペーパーを先に入れさせていただいて、後日、個別に説明させていただいた経過もございますけども、そのときに説明させていただいたときの話とすればですね、町のほうからこういう事業で専決をしたいということで御説明申し上げてですね、そのときに、専決がどうこうとかいうような話はなかったと記憶しております。

○議　長

馬本君。

○１２番

今言うてるように、自分とこは、これは専決するということは言うてなかったんか、議員さんに。それを聞いてんねん。中身で、専決するから中身の説明しに来ましたと。要するに、議案やったらな、何でいちいち説明しに来るの。全協開いたらええねん。議会まで開いたらいい。そうやろう。専決したいから、議員さんにみんな前もって報告したんちゃうの。そこら辺、どうや。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまありましたように、説明に当たってですね、５月１５日付の専決を予定してると、そういうことを添えて説明させていただきました。

○議　長

馬本君。

○１２番

専決するということで、皆さんに説明させてもうてんやろう、議員さんに。議員さんはそこでな、例えばこれ、こういう七つの案出てるけども、こんなやつもしたらええ､これをこうしたらええとかいう意見はいろいろあったと思う。いやもうこれでよろしいよという人もおいでになったと思う。

僕ね、今回の専決は致し方ないと思う。何でと言ったら、定額の１０万円、これ、県内でも５月２日にみんな申請用紙行ったわけや、平群な。こんなん格段に早いやんか。聞く話によると、町長並びに副町長、そして役場の管理職の皆さんが手伝いながら封筒に入れたというねん。５月１日に全部配送された。これはやっぱり住民のことを尊重されてしはったなと。

それで、今度、その県のほうへ１５日までに出さないかんことの、住民の代表である議会議員に、１３日か１４日かそこら辺やったと思う、私は説明を受けた。それで御苦労さんでございますと、一日も早く住民に、このコロナ対策の政策として１億円対応していただくことは。

それと、町長ね、職員はこの政策というものにどんだけの汗かいてるん、県に持っていくまでに。やっぱり、職員の汗もな、職員のかいた汗を考えたらなあかんと思う。僕は理解するよ。

そしたら、１５日以降や。こういう問題出てるって、２２日、議運あったわな。２８日、この議案配付や。そこまでの間にね、細部にわたってこうやという議案が出たのは２８日やで。けれども、議運やったのは２２日やわな。一応いろいろ、この四つの要綱も出てるわな。いろんなことについて、やっぱり議員さんは皆、いろんな関心持って聞きに来はったと思うで、おれ、担当課へ。２２日の議運終わったと同時に私は行きましたで。

例えばの話やで、ここにさっき、チラシ云々とかあったな、住民に出したこのチラシ。これ、この６月号のマイタウンに入れたんちゃうん、これ。入れてないの、これ。これまだ決まってへんやん。専決というたって議会の議決してへん､承認してない。それも法的には拘束あんねで､承認やから､専決やから。一日も早くこれ住民に知らそうということちゃうんかいな。今度は、その後で第２次に出てくる問題については、それは日があったらどんどん議会で議論したらええねん。けれどもな、今回のコロナ対策に対して、平群町の町長はじめ職員さん、管理職並びに関係職員さんには、ほんまにこの労には敬意を表したいというぐらい思ってるよ。

そやから、専決せねばならなかった理由についても私は、個々に議員さんに

１４日か１３日に御説明されたということを私は評価したいと思いますのでね、その点、私の意見ですよ、これ。そういうことで、今後、この執行について、皆さん、住民に細かく御説明し、対応していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第１０号について採決を行います。

本案について原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認いたしました。

１時３０分まで休憩いたします。

（ブー）

休　　憩　（午前１０時４３分）

再　　開　（午後　１時３０分）

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議　長

福祉こども課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。福祉こども課長。

○福祉こども課長

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの山口議員から質問のありました社会福祉協議会の貸付申請の受付件数についてでございます。

６月１日現在で、緊急小口資金の申請が３３件、総合支援資金が１１件、合計４４件の申請が上がっております。

以上でございます。

○議　長

続きまして

日程第７　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和２年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第１号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

承認第１１号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○６　番

今、教育委員会の課長のほうから御説明あったんですけれども、突然のコロナの問題で３月分の給食費が徴収しないという形で、こういう形で赤字が出てきたんですが、給食に関わる業者って様々いらっしゃると思うんですけれども、今度、来週から給食再開ということになるんですが、そこら辺、業者的なところで確保、それから状況等、これまでと変わるような状況が見えているのかどうか、今後も安定的な学校給食を供給できる体制であるのかどうか、ここら辺、少し御説明いただけますか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、６月分の給食の発注につきましては、全て完了しております。ただ、

４月、５月分の業者へのキャンセルが不能となった分、そしてまた、キャンセルの実費補償分としての部分が４００万程度ございます。その部分をどうするかということが課題になっておるところでございます。

○議　長

植田君。

○６　番

４００万程度、キャンセルに伴う支払いが出てくるということなんですけれども、今現状、どのように処理していこうというふうに考えておられるんですか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

この対応でございますが、３月分のキャンセル不能分につきましては、国からの臨時休業に対します対策の補助金がございまして、７５％を国で補助する。残り２５％については町負担になるんですけれども、そのうち８０％が交付税措置されるということで、町の実質の持出しというのは少なくなるわけでございますが、４月以降の補助につきましては、もう国のほうは見ないということを打ち出しておりますので、４月以降は町のほうで何とかしたいという部分でございます。

その、補塡率は、３月分につきましては、奈良県の給食会で、約０．５、５０％の補塡率で統一されて国のほうに申請をしておるわけでございますが、４月以降はその補塡率５０％でいくのか、もしくはそれを３０％にするのか。そして、ある市町村では補塡しないということを言っているところもございますけど、それは少ないです、確かに。ですので、今後ですね、平群町でこの事案は発生しておりますが、平群町のみならず、近隣、そしてまた奈良県下の給食業務についてもこの課題は大きな課題となっておりますので、その部分につきましては、近隣の状況を見ながら動向も見据えて、町で財政措置ということになれば、財政課とも協議をしてまいりたいと、このように考えております。

○議　長

植田君。

○６　番

これ、休業中のことですから、保護者にという話にもなりませんので、そこはもう行政側のほうの御努力で、何とかそういう処理というか、していくということがもう前提になってくるんではないかなと思いますので、それはよろしくお願いしたいと思います。

それと、最初に聞きました今後の給食の提供については、今のところ、何ら問題はないという形で進められるのかどうか、その点だけお願いいたします。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今後の給食の実施につきましては、発注も順調に進んでおりますし、支障になることはないと考えておりますので、順調に給食を進めていきたいと考えております。

○議　長

植田君。

○６　番

もう１点だけ。もうここで聞いておきます。

昨日付で、学習の遅れを取り戻すためのガイドラインという形で教育委員会のほうから出されていたものを読みますと、この３か月間の休業期間の部分を一定取り戻すということで、夏休みの短縮も含めて、一応出されているんですね。小中学校は１学期終了８月７日。通常２２日ぐらいからかな、２１が終業やったんかな、それを７日まで延ばすと。それと、９月１日の始業を８月２４日に前倒しをして、それで、これで十分、その３か月間が取り戻せるとは思わないんですけど、そういう形でちょっと、少しでもその部分を取り戻そうということでこういう形にされるんであろうと思うんですが、この間について、給食についてはどういう形での提供になるんですかね、この８月７日まで。来週から再開して７日まで行われるのか。それから、８月２４日からもう、その日から再度給食をスタートするという方向で考えておられるのか、この点について、もし今の時点で決まっておられれば、少しお答え願えますか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

給食の実施日ということでございますけれども、６月８日から小学校、そして９日から中学校の給食がスタートするわけでございますけれども､基本的に、現段階での教育委員会の考え方といたしましては、８月７日の終業まで給食は実施をしたいと考えております。

「８月２４日から再開まで」の声あり

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

最初の８月２４日以降も給食は実施する考えで進めていきたいと思っております。

○議　長

窪君。

○１０番

今回、令和元年の赤字決算を補塡するものだと承知しますが、今、課長のほうからも、国は3月分に関して、給食取りやめに伴う食品ロス分の７５％国庫補助されましたが、４月、５月分に関しては国庫補助がないというふうに私も聞いておりますが、今、この４月、5月分の納入業者への補償的なものですが、されないというところもあるとおっしゃいましたが、近隣ではどのような現状でしょうか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

近隣の状況でございますけれども、給食センターの所長も近隣の所長と連携を取り、いろいろ情報収集をしておるわけでございますが、まだやはり結論というのは、現時点では出ておりません。平群町のように、給食費特別会計でしておるところと、一般会計で給食費を扱っているところではちょっと考え方が違うということもございますので、現段階ではそのような状況でございます。

○議　長

窪君。

○１０番

奈良県下でも、やはり自分とこの自治体の子どもたちの給食を安全に守っていくためには、全額は無理かも分かりませんが、やはりしっかりと補償しないと業者を守る、こういうことはもう、次あってはならないと思うんですけども、分かりませんので、しっかりと今後の学校給食を守るためにも、納入業者も、僅かにしても守らないといけないのではないかと思います。

ある自治体では、今回の第１次補正を使って、地方創生臨時交付金を活用して、この補償分を計上されておられるところもあります。そこで、教育委員会としてはあれですので、財政のほうとしてね、その点、どのようにお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの質問でございます。

先ほど、令和２年度の４月、５月のキャンセル分等の扱いについて、教育委員会のほうから御答弁させていただきましたけども、我々財政課としても、やはり財政出動が伴うものでございますので、近隣の動向も十分参考にさせていただいて、適切に措置してまいりたいと考えております。

○議　長

窪君。

○１０番

第２次の補正で地方創生臨時交付金が入ってきますのでね、やはりここは継続的に長い目で見て、業者の、先ほどから言ってますが、１００％とはいかないかも分かりませんが、その点はしっかりと検討していただきたいと思いますが、町長、もう一度町長のほうから御答弁願いたいと思います。

○議　長

町長。

○町　長

それでは、窪議員さんの質問にお答えさせていただきます。

確かに、給食の提供というのは、今、コロナウイルスの関係で、事業者については本当に厳しい状況が続いております。ある自治体については１次補正で対応してるとこもあるんですけども､うちとしては､第２次補正が来ますので、この部分についても、これが財源手当てできないかどうかというのは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議　長

窪君。

○１０番

どうか子どもたちのためによろしくお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議　長

山口君。

○７　番

この会計は基本的に保護者の給食費で材料費を賄うということになってますから、今回、繰上充用するということは、新年度、今の予算のほうで繰上充用するわけですから、当然この金額は穴空くわけですね。４月、５月も今、一定の材料代支払い、３月議会のときに４月分はある程度発注してるということでしたから、それが全く、実際には給食が行われてませんので、保護者から給食

費を頂くということにはならない。当然、今年度についても、今のままいけば赤字になるというのが普通なんですね。当然、もともと、とんとんで予算組んでるわけです。今年度は給食費値上げしてますけれども、そういう点で言えばね、今、業者のほうの話はありましたけど、子どもたちの保護者にとって、基本的にですね、材料代を全て賄うという特別会計ですから、足らなくなるのは分かってるわけですからね、当然補塡の必要はある。補塡の仕方としては、特別会計なんで、保護者に全て持ってもらうという考え方もあるでしょうし、そうじゃなくってですね、今回は特別なんで、そういうやり方じゃなくて一般財源、どのお金を使うかは別にしてですよ、国の交付金を使うのもよし、何でもいいんですが、その点、保護者のほうには一切迷惑をかけないという方向でやるということでよろしいですか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

言われましたように、保護者のほうには保護者負担はいただかないように進めてまいりたいと、教育委員会としては考えております。

○議　長

山口君。

○７　番

一歩踏み込んでですね、給食費を、おとどい、三宅町が、新聞記事も載ってましたけどね、給食費を１年間ただにする、御所もそうですかね。県内でもちょこちょこそういうやり方をやっているところもあります。それは、今、それをしろということじゃないですが､そういうことも含めて､今年度に限っては、そういうやり方も含めて検討すべきだというふうに思いますので、このことは財政サイドの問題になりますから、町長のほうもよくその点は考えていただきたい。これは、要望として伝えておきます。

○議　長

質疑ございませんか。植田君。

○６　番

ちょっとこれ、聞いておきたいんですが、今ちょっと山口議員のほうからもありました、平群町も新型コロナの関係で収入が激減したという世帯については就学援助の対象として見るということで、そういう申入れがあったら受けるということで対応してこられたと思うんですけど、それが休業期間中に限りということだと思うんですけれども、現時点でどれぐらいの、何世帯、何人ぐらいの児童がその対象になったのかどうか。２次補正ではね､県内でもいろいろ、

香芝、高取、先ほどちょっと紹介のあった御所とか広陵なんかでも、この就学援助についての給食費の無償化っていうのは、今年度中やるという方向性も出てるんです。そういう意味では、２次の補正のときにはね、こういうことも含めて、ちょっとぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

今、現時点での数字だけ少し、分かりましたら、世帯数と人数をお願いできますか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

コロナの影響で大変家計が苦しくなった家庭の申請ということで、柔軟に教育委員会は受付をさせていただきましたが、申請といいますか、相談件数は２件あったんですけれども、最終、その２件の方が申請されたかどうかというのが、ちょっと今ここでは分からないんですけれども、相談は２件あったということは聞いております。

○議　長

窪君。

○１０番

今の就学援助の給食費の関連ですが、私も要望させていただきまして、３月分に関しましては、準要保護世帯に対して返していただいたと思います。要保護、生活保護の世帯の方は国のほうで、それは全部そのままもらわないという形で、平群町も大きく英断してくださって、３月、準要保護世帯の方々には返していただきました。ただ、平群町は、学期ごとに就学援助の費用を渡されると思いますけれども、今の御答弁でありましたら、コロナに関して、普通は５月末まででしたかね、就学援助の申込み。この５月末までの就学援助の申込みは、もう掌握されてますでしょうか、まだでしょうか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

申請者の、５月２９日で終了しておるんですけれども、その集計のデータというのが数字がまだ固まっておりませんので、ちょっと今日、御報告するということは難しいので、御了承いただきたいと思います。

○議　長

窪君。

○１０番

しっかりとそこは、その方々を含めて給食費を、食事をしていただいてませ

んけれども、その準要保護世帯に関しては、全部給食費相当分をお渡しするという形になっておりまして、また広報もしていただいてますので、そこはしっかりと対応をお願いしておきたいと思います。

○議　長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第１１号について採決を行います。

本案について原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第８　議案第２５号　平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第２５号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○７　番

大きく二つですよね。

一つは、消費税１０％、増税に伴う、昨年度に続いて２段目の引下げということで、第１段階から第３段階の低所得者層の引下げということで、これはもともと第７期の計画の中でも決まっていたことをそのまま実施するということですが、これについてですね、影響額というか、当然金額下がりますから、その分、下がってくると思うんですが、それぞれ第１段階から第３段階についての影響額については、どのように試算されてますか。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

影響額としまして、第１段階につきましては、３月３１日時点の人数になりますが、９５７人で４４９万７，９００円、第２段階につきましては、３７５人で２９２万５，０００円、第３段階につきましては、３３６人で５３万７，６００円、合計で１，６６８人で、７９６万５００円の減額となります。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

この質問は去年の６月議会でもしてるんです。当然、去年の６月議会でも、下げ幅はそれまでの０．４、例えば第１段階だったら０．４５から０．３７５に下がってますから、そのときも聞いて答弁いただいてるんですけど、そのときより人数増えてるんですよね。当然新しく６５歳になる人がいますから、それと亡くなる方と入れ替わりで全体の人数は増えていくんですけれども、ただその１・２・３段階とも人数が増えてて、今ので計算すると５７人、１から３段階で増えてるということになるんですね。昨年は１，６１１人と聞いてるんです。

なぜそうなるのかっていうのは、人数が増えてるのもありますけれども、新しく６５歳になる人ほど所得が、年金が下がってるということが主な要因だと思うんですが、減っていってるんですね。それが、今回見て取れるというふうに思うんですが、ただ、この第３段階まではそうなんですけど、第４段階以上は非常に高くなるんですよね。そのことは別にいいんですけど。

そのことは質問としてはいいんですけれども、当然、この減免分については、介護保険の特会の会計には影響はまずなくて、町が４分の１、一般会計から拠出するということになりますんで、介護保険会計に直接影響しないんですよね。ただ今日、最初、町長の挨拶の中で、一般会計、それから、住新の決算数字に

ついては報告があったんですが、介護についてはなかったんですね。介護保険については、以前から言ってますように、もう既に昨年度の段階で、２０１８年度、平成３０年度決算で４億を超える剰余金が、４億５００万円になってたと思うんですが、あったと。それが今後どうなるのかと。既に、４月の段階で第８期の策定委員会も始まっています。コロナのことがあったんで、前倒しで始められたんだと思うんですが、いずれにしても、そういう状況の中で、介護保険は３１日の出納閉鎖を受けてですね､実質単年度収支が幾らになってるか、その点、答えていただけますか。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、令和元年度の介護保険料の決算見込みということで、収支見込みにつきましては、歳入合計が約１８億９，５００万円、歳出合計が１８億１，７００万円で、歳入歳出の決算見込み額は約７，８００万円の黒字を見込んでいます。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

いやいや、それは単に実質収支でしょう。そうじゃなくって、実質単年度収支は幾らになるかと言ってるんです。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

そこから翌年度繰越額を引きまして、１億３，００５万３，０００円の予定でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

違うよ。自分、介護保険の会計のやり方はおかしいって。通常のほかの一般会計と同じように、いつも介護特会の場合は、前も言ったけど、早めに返還金が分かるから、国保の場合だったら８月まで分からんから、普通に実質単年度収支とか出るんやけど、介護の場合は先に返す分引いて計算したりして運協に出すからね、あなたたち勘違いするのが分からんけど、実質単年度収支っていうのは、去年なら去年度、昨年度の正味、全く繰越金とか基金に入れたとか、

基金から出したとかそんなん全く抜きに、正味幾ら、収支は黒字か赤字かというのを出すのが実質単年度収支でしょう。それを聞いてるわけや。

それが幾らかによって、例えば介護保険会計ならですね、平成３０年度の決算は、基金と実質収支足した額が４億５００万円なんですよ。それに今度、実質単年度収支が、例えば黒字やったら、その分足した分が介護保険会計の剰余金になるわけや。だから、それは幾らあるかって分かるためには実質単年度収支を出すのがええわけや。実質収支なんて、その間に基金に出したり基金から入れたり、また前年度の繰越金があったりするから、だから実質単年度収支幾らかって聞いてる。もうええわ、計算したら分かるねんけど。実質単年度収支は７，０１６万５，０００円なんですよ、介護保険会計は。ということはですよ、今、介護保険の３月３１日現在、お金何ぼ持ってるか言うたら、４億７，５００万円持ってんねん。ほんで、今年度返す分が、さきの運協が終わってから聞いた話だと、３，０００万から４，０００万、返還金が出るということなんで、それを引いたとしても、４億４，０００万の金が余るんよね、今の段階で。そういうことでしょう。そういうことなんですよ。もう間違うてないから、もう答弁ええけど、４億４，０００万だと。

４億４，０００万って、前も言ったけど、１号被保険者の平成３０年度決算で見ると、現年度の１号被保険者の保険料総額、４億５，０００万ですよ。もうほとんど１年分、金余ってるんだということは言っておきます。それはそれでええですわ。

それでね、今度コロナの関係で、減免出るということになって、その二つ目のところにそういう説明があったんですが、ちょっとややこしいんやけど、どっちにしてもね、収入が減ったのは、これ、自己申告でしょう。町のほうからいや、あなたはもうコロナやからという、要するに、コロナかどうか、これはコロナと言ってるけど、今度の今の時期にがたっと収入が落ちた人たちは、介護保険料を軽減、またゼロにできますよということなんやね。この書き方では誰も分からへんから、当然広報等で周知されるんでしょうけども、もうしてるんかな、既に。２月から実施やから、もうしてても別に構へんねんけど、分かりやすいものを作って知らせてほしいんですよ。知らせてほしいんです。

だから、どういうものを出すんか、もう既に出したのかちょっとあれやから、その点、どのようなものを出すのか、その辺、どのように考えてるのかね。本人が対象になるかどうか、見て分かるようなものを広報としては出して徹底してほしいんやけど、その点どうですかね。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

周知についての御質問でございます。

まず、まだホームページ等載せてないんですけれども、まずはホームページに掲載し、併せて、７月広報に詳細のほうを載せる予定です。７月に介護保険料の賦課決定して納入通知書を送りますので、そこにはもう一度チラシを同封して周知を図っていきたいと。

ちょっと分かりにくいんですけども、これ、収入１０分の３以上、下がったときということで、国のほうでも別に具体的な方向は示されていないっていう形になってます。どういうふうな判断をするのかっていうことにつきましては、ただ、申請される方から現時点での本年の事業収入、おおむね確定している部分、６か月だったら６か月を出していただいて、残りの期間は、その申請者の見込みの額っていうのを、帳簿等により、本年度と前年度を比較して３０％下がってると。帳簿を提出いただいて比較するという形になってます。また、収入形態によってもいろんな方法がありますので、一定合理性を担保しながら、柔軟な判断をするようにということで決められております。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

給料収入も入るわけやから、当然給料も、多くは年金をもらってる人が中心ですから、そこはあんまり減るということはないんであれなんですけれども、ちょっとね、例えば例も出して、この人の場合はこういう計算式っていう例も出してやってもらうと非常に分かりやすいんですよ。だから、そういうのは、国保も一緒なんですけど、国保はもうこの前載せましたよね。だから、介護のほうについてもですね、そのように分かりやすいものにしていただきたいということはお願いしておきます。

それと、さっき言った４億４，０００万も、昨年度の返還分、今年返還してもそれだけ残るわけですから、財源としては十分あるわけですからね、いろんなやり方、何も国が言ったことだけじゃなくって、それに町が上乗せするような形も含めて考えるべきだというふうに思いますので、そのことはお願いしておきます。

もうこの件は結構です。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第２５号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第９　議案第２６号　令和２年度平群町一般会計補正予算（第３号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第２６号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○１０番

８ページの防災諸費、１６０万予算計上されておりますが、これ、避難所の運営訓練に係るものだと説明を受けておりますが、平群町として、８年前に初めて現平群小学校におきまして､体育館で避難所運営訓練が執り行われました。それから大分年月がたち、今回、このような交付金を採択をされ、大変評価をいたしておりますが、どのような形で、この避難所運営訓練ですね、３か所というふうにもお聞きもしてるんですけれども、どのような形で開催を御予定されているのか。またさらに、去年ですね、このようにやっていくというような

御答弁をいただきましたが、今回、コロナ禍で、今までとは違うような避難所の運営訓練をしなければならないと思うんですけれども、それも大変なことだと思うんですが、今現在でお答えできる状況で、分かる状況で御説明願いたいと思います。

○議　長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回採択されました事業でありますけれども、今、窪議員おっしゃったとおり、避難所の訓練ということで、３か所、３回予定しておりました。これにつきましては、主に小学校の３校区に分けての訓練というふうな考えをしております。地域自主防災連絡協議会の方々とも協力をいただきながらやっていきたいというふうには考えております。

その中で、各地域の自主防災組織の中の地域のマニュアル作成、今、私どもが作っている防災マニュアルよりも、もう少し、各地域によっては、こういうところが危険だと、いろんな御認識があると思いますんで、そういうふうなものを講師を招きながら作っていってはどうかというふうな提案でございます。あと、消耗品のほうでは、防災訓練の教材費、教材等も買いながら、そういった勉強も兼ねてやっていきたいというふうに考えております。

また、印刷製本費のほうにつきましては、今回、ハザードマップを新たに本庁のほうで作りましたけども、あのマップにつきましては、いろんな情報を上乗せしておりますんで、若干見にくい部分はあります。それも、もう少し詳細分けまして、主に三つぐらいに分けるかも分かりませんけども、もうちょっと詳しくできないかなということで、地域防災マップ、そういったことを作ってはどうかというふうな構想も考えております。

ただ、先ほどありましたコロナ禍ということで、どういうふうにやっていくんだということで、これから私どもの、今までと違う課題が出てきたなというふうに感じております。どんなふうにやっていくかというのは、３密を避けながらやっていくということになろうかと思うんですけども、現在のところ、この事業につきましては、申請をしましたのが昨年１２月９日ということで、まだコロナの関係のことが全然ないような時期でございまして、余りそういうことも考えておりませんでして、今後、３か所にわたってできるのかどうか、ちょっと私たちも疑問を持っております。秋冬にまた第２波が来るんじゃないかというふうなことも聞いておりますんで、そのことも考慮しながら、できる範囲ではやっていく予定をしておりますけれども、今申し上げましたとおりのことがきっちりできるかどうか、少し検討しながら進めていきたいと思っており

ます。

以上です。

○議　長

窪君。

○１０番

次にスケジュールをお尋ねしようと思いましたけど、それは今は到底無理だなと。今までにない現状ですので、予測不能な状況ですので、しっかりとできる範囲の中で、今回３回、一遍にできなかったとしても、それを毎年１校ずつ分けまして、していただくことも御検討していただき、やったらいいというものではなく、しっかりと、ペーパーだけではなく、住民の、地域の皆様にも一緒に取り組んでもらう避難所運営訓練の中で、物すごく課題もたくさん見えてまいりますので、その点は、どうかよろしくお願いしたいと思います。

そして、もう１点ですが、パソコンの件、先ほどの専決処分のところでも申しましたが、８００台ということで、先ほどは５００台ということで、今回もＧＩＧＡスクールの国の第２次補正の前倒しの部分で、今回、前に１人１台ということで取り組んでいただいたことは、これを予算計上していただいたことは評価はしたいんですけれども、先ほど５万５，０００円と言っておりましたけれども、最初の専決のときの分と、その端末等々はちょっと違いがあるのでしょうか。同じものと受け止めてよろしいんでしょうか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

５００台の部分と今の８００台の分の違いですけど、基本的には、県には同種で申請をしておるところでございます。

○議　長

窪君。

○１０番

では、先ほどの専決のときも、本当に納入していただくのが、これが一番大きな課題ではないかと思いますが、本当に今回、今日、そういう形で発表していただいて大変よかったなと思うんですが、今度８００台になりますのでね。では、まず持たれてない方から順番に貸与すると。去年では、学校に置いとくという形でしたが、コロナ禍で今こういう状況じゃないので、貸与するという形と受け止めてよろしいんでしょうか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

確かに、家庭に持ち帰らせるということに対しては、教育委員会としましても不安というのはありましたけれども､このようなコロナの状況になりまして、やはりオンライン学習の重要性というのが大きく、重く見えてきましたので、貸与していくということを基本に考えておるわけでございますけれども、今後ですね、オンライン学習も今現在、試行で進めておりますけれども、まだ家庭のインターネットの環境でありますとか、まだ接続されてない御家庭の状況とかも、今再度、調査に入っておりますので、まずは全て、何らかの形でオンラインで家庭と学校がつながるように進めていきたいと考えております。

○議　長

窪君。

○１０番

ということは、オンライン会議じゃないですが、オンライン学習という双方向のことを今、平群町はやってくださってますよね。ですから、ない御家庭を最優先に先に貸与するというふうに受け止めてよろしいんですか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

まずは、インターネット環境や端末のない児童生徒の御家庭に対しまして、優先に貸出しをしていきたいということは考えております。

１，３００台全てにつきましては、基本的には学校のＩＣＴ教育を進めるというのが基本、原点でございますので、そこを中心としてですね、今回のような長期にわたる休業に入ったときの活用でありますとか、活用はいろいろ考えられます。例えば、学校に行きにくい不登校の子どもさんなんかが学校に来れないけれども、オンラインで学校とつながるということも、いろいろなことが考えられますので、まだこれからいろいろ学校現場といろんな話を協議しながらですね、手探りではございますけれども、進めてまいりたいと思っております。

○議　長

窪君。

○１０番

これで最後なんですけれども、おうちへ持って帰られたときに落として破損したとか、こういうことも、小さいお子さんに貸与する場合は起こり得ると思

うんですが、そういうマニュアル的なもの、保証的なもの、そういう部分もお考えになられてるんでしょうか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

子どもさんがおうちに端末を持って帰られて落とされたりとかいうことも多分発生すると思います。それにつきましては、全てが例えばそれを無償にするということになれば、子どもたち、使う立場の子どもたちにとっても、物を大切にするという教育も必要になってきますので、まだどうするかという、明確なことは決まっておりませんが、例えば車でありますと、免責というのがございまして、ある程度、免責部分は負担するけれども、それ以上の負担はしないよとか、そういうやり方もあるのではないかなというので、そういう情報も含めて、今、検討しておるところでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

児童手当と、この説明のところで書いてある、児童手当制度の事務手続に必要な年金情報とマイナンバーを情報連携させるため、システムの改修って、こうなってんねけど、これはどういうことですか。もう少し詳しく説明していただけますか。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

システム改修の内容なんですけども、児童手当制度に係る事務手続ということで、年金関係の情報連携として、令和２年６月１日から日本年金機構への情報照会の運用が開始されたと。これまでに、年金の情報をつかむために、本人さんから健康保険証等の写しを添付していただいてたんですけども、この連携により、本人さんからもう添付書類が必要なくなると。

今回の改正によりまして、また職員も一つ一つ確認をしてたのを、一括して照会が可能ということで、大幅な軽減になるということのシステム改修でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

僕の理解不足で申し訳ないけどね、年金でしょう、児童手当でしょう。少な

いわね、当然。祖父母がという場合と、高齢になってからできた子どもの場合ももちろんありますけど、年金ですよ。だから、そこがちょっと分かんなくて、今の説明でもさっぱり分からんの。

○議　長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

加入保険の状況を把握するために年金情報が必要になるということになってますので、それで照会、今まで添付書類を出していただいてたり、職員がそれに基づいて、もう１回照会かけてた部分を、一括して情報が見れるということになりましたので、それの改修でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

年金もらってる人じゃなくってそういうことか。国民年金とか厚生年金とか、そういうのとひもをつけるというわけ。児童手当、何のためにするのかもうひとつ。事務手続の関係で、そのほうが効率がいいということで、とりあえずやるということですか。もうひとつよく分からんけど、まあいいですわ。

それからですね、さっきから出てた学校のあれですけど、とりあえず５００台については、年末でしたっけ、８月と言ったかな、とにかく早めに入るみたいですけど、今度の８００台については分からないですよね。それがいつ頃になるのかということと、それともう１点はね、この前の５月８日の臨時議会でですね、３月に補正組んだ、あれはＷｉ－Ｆｉのほうですけれども、補助金が一気に少なくなったというね。今回もこれ、５万５，０００円に対して４万５，０００円の補助ということになったら、８割以上の補助なんですよね。間違いなくこれでくれるんですか。また借金で肩代わりって、これはもう間違いないの。だから、間違いないという補助率出てたって、議会終わってから２週間や３週間で変えなあかんような、どんな国やと思いますけど、ちょっとそこは間違いないのかどうか、もう同じようなことはないですね、その確認と。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいま御質問の、いつ頃になるのかというようなことと、間違いないかというようなことの御質問かと思います。

いつになるかといいますのは、８００台につきましては、奈良圏域の共同調達で進めますので、これは国の補助対象でありますので、市町村の予算措置を

した上でですね、国の補助内定と交付決定を受けないと調達の契約できないといういろいろな条件があるわけでございますが、全国一斉に大きな需要が見込まれますので、県のほうは、８月ないし９月までには一括調達を目指しているということを述べておりますので、県との連携を密にして、早期に調達できるように進めたいと考えております。

これは間違いないかということでございますけれども、１人１台、４万５，０００円というのは、公立の小中学校のみならず、私立の小中学校も含めて、１人４万５，０００円という上限が定められておりますので、これにつきましては、上限が４万５，０００円の補助があるということは、教育委員会としましては確信をしております。

○議　長

山口君。

○７　番

分かりました。くれぐれも、また借金が増えないようにお願いしたいと思います。

それから、さっき介護のところでもちょっと言いましたけれども、町長の挨拶の中で、昨年度の一般会計の決算概要というか、説明されました。１億３，９６２万４，０００円の実質単年度収支が黒字ということで、昨年度の２０１８年度、平成３０年度の実質単年度収支、これが１億と、それから剰余金合わせて１億７，０００万ほど、２０１８年度末、昨年３月３１日末の一般会計の町の持ってるお金ということですね。それが、実質単年度収支が約１億４，０００万増えたわけですから、単純にそれを足せば３億１，０００万の金が、今年３月３１日の時点では一般会計で残ってるということだと思うんですけれども、今年度、当初予算ではですね、雑入その他未確定財源ということで、２億１，３３７万円。土地売払い、４，５００万ありますけど、これは売れるか分かりませんから、未確定には入れませんが、ただ、この間議論になってる２億３，０００万を超えるのかと言われてる駅周の損失補塡、これを入れるとですね､今年度の収支がどうなるかは別にして､単純にこれまでの流れから言うと、未確定財源の２億数千万円については不用額で何とかいけたとしても、駅周の分、この２億３，０００万以上についてはいかんともしがたい。当然必要になるわけですから、仕方がないという言い方はしたくないですけれども、そういうふうになると。ということは、今３億ある金だって、それでいけばですね、今年度終わってみれば、よく余って１億、悪けりゃとんとんというところまでなると思うんですがね。その点、ここのところずっと低空飛行できて、それで今度のコロナの問題で、今年度はまだましにしても、来年度、町税収入は相当

影響あるかも分からない。そうなってきた場合に、今年度、とんとんでいっても、その次の年度、また大変と。相変わらず公債費は高いままでずっと１０年以上いきますから、その点ね。今年度予算、今この状況でこうですけれども、どのように見てますか。３月３１日の昨年度の収支確定を受けてね、財政当局としてはどのように見てるのか、その点どうですかね。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの財政見通しの質問でございます。

まず、令和元年度の決算について、冒頭町長からも報告ありましたように、実質収支と財調残高を合わせますと約３億円、キャッシュと申しましょうか、３億円の手持ち資金があると、そういうような理解でございます。

ただ、その一方で、令和２年度の未確定財源、土地売払収入、合わせて駅周の損失補償金ということで、２億３，０００万、これまだ予算計上されてない部分でございます。これら三つの令和２年度の赤字要素を合わせますと、４億８，８００万ということになってまいります。

まだ今年度は年度の早い時期でございまして、今後、予測できない財政出動の可能性もあることから、具体的には見込みについては申し上げられませんけども、先ほどありましたように、やはり町税収入がかなり下がるようなこともございますし、コロナ禍の影響で交付税の原資等々がかなり落ち込むんじゃないかと、そういうふうな予測をしているところでございます。具体的にはですね、どうこうということは差し控えたいと思いますけども、令和２年度、３年度の見込みについてはですね、引き続き厳しいものがあるのではないかと、そういうふうに予測しております。

○議　長

質疑ございませんか。下中君。

○１１番

防災訓練について、まずお尋ねいたします。

先ほど窪議員のほうから話ありましたけれども、実際のとこ、七、八年ですか、西本課長が在職中だったと思います。それが、町として独自のやつはないということですねけども、その間、それの後で自主防災組織連絡協議会ができて、それが、ある団体と抱き合わせのような訓練がされたと思います、実際のとこ。これは、どことは言いませんけれども、二、三回あったと思います。結局、そういう自主防災連絡協議会が主催する防災訓練と、町がきちっとする防災訓練と、その辺のすみ分けはちゃんとできているんですか。

○議　長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の訓練につきましても、町と自主防災のすみ分けというのは大変難しいとこもあるんですけども、今回、費用面につきましては、今回、町の交付金を使ってということで考えておりますので、町の訓練というふうな位置づけなのかなと思うんですけども、ただ、実際、活動をいろいろしていただいてますのが自主防災組織連絡協議会の方々、かなり熱心にやっていただいておりますんで、この方々のお力なくして、なかなか防災を防いでいくというのは難しいと思いますので、町独自であるけども一緒にというふうな形にならざるを得んのかなというふうに考えております。

以上です。

○議　長

下中君。

○１１番

確かにおっしゃるとおりですねけどね。ただ、そういう場合ね、ある限られた団体しか参加できないというところがあります。自主防災連絡協議会がやってるのはね。これは、今、説明ありましたように、３回行けるかどうか分かりませんけれども、町独自で仮に３校区に分けてやるのであれば、３校区の地域住民の方が参加できると、そういういい面もありますのでね、その辺は自主防とその辺をきちっとすみ分けして、きちっとやっていただいたほうがいいかなと思いますねけども、その点についてどうですか。

○議　長

総務防災課長。

○総務防災課長

おっしゃった意見、頭に入れながらですね、できる限りはそのようにしていきたいと思いますし、またどのように、今、予算を上げさしてもらっている部分につきましてもやっていくのかを含めて、内部でももう少し、今日いただいた意見も踏まえて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議　長

下中君。

○１１番

そのとおりやっていただいて結構ですねけど、先ほども自主防災連絡協議会と連携も取ってやっていきたいということでありましたので、そのように連携も取りながら、きっちりとお願いしたいと思います。

○議　長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第２６号について採決を行います。

本案について原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

３時まで休憩いたします。

（ブー）

休　　憩　（午後　２時４３分）

再　　開　（午後　３時００分）

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議　長

続きまして

日程第１０　同意第２号から日程第２３　同意第１５号　農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

以上１４件については、会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局　長

それでは朗読いたします。

同意第２号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字久安寺１２６４番地

氏　　名　亀　井　俊　夫

生年月日　昭和２６年２月２４日

続きまして

同意第３号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字信貴畑１８０６番地

氏　　名　向　井　正　治

生年月日　昭和３７年１２月１２日

続きまして

同意第４号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町三里６３４番地

氏　　名　吉　川　　忠

生年月日　昭和２９年４月１９日

続きまして

同意第５号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町越木塚６９５番地

氏　　名　谷　田　昌　信

生年月日　昭和４１年８月２６日

続きまして

同意第６号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字椿井１３７０番地

氏　　名　森　田　明　男

生年月日　昭和２４年８月２７日

続きまして

同意第７号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字福貴畑９０４番地

氏　　名　中　尾　靜　子

生年月日　昭和３６年４月２１日

続きまして

同意第８号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字福貴１４９５番地

氏　　名　的　塲　清　訓

生年月日　昭和５９年８月１０日

続きまして

同意第９号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字福貴畑９２６番地

氏　　名　松　村　容　嘉

生年月日　昭和３８年３月１０日

続きまして

同意第１０号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字福貴１５２８番地

氏　　名　坂　上　　昇

生年月日　昭和３９年１月１５日

続きまして

同意第１１号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律

第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町上庄１丁目１３番１号

氏　　名　北　川　雅　史

生年月日　昭和３４年８月７日

続きまして

同意第１２号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町下垣内１番地の３　２０２号

氏　　名　乾　　政　哉

生年月日　昭和５４年１２月９日

続きまして

同意第１３号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町吉新２丁目３番３０－８号

氏　　名　今　村　雅　勇

生年月日　昭和２９年７月２１日

続きまして

同意第１４号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字櫟原１５９２番地

氏　　名　吉　村　憲　二

生年月日　昭和２７年４月１３日

続きまして

同意第１５号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年６月２日提出

平群町長　西　脇　洋　貴

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字椣原１６番地の２

氏　　名　辻　本　貴　子

生年月日　昭和３２年７月２７日

以上でございます。

○議　長

これより、同意第２号から同意第１５号までの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町　長

それでは、同意第２号から同意第１５号の農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、御説明をさせていただきます。

御存じのとおり、農業委員会は、農地法に基づく農地の売買、賃貸借の許可、農地転用案件などへの意見具申などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委員会として重要な役割を担っているところでございます。

さて、農業委員の選出におきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき､市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制であり、これにより公募を行った結果、定数１４名に対し、１４名の推薦・応募がありました。その候補者について、平群町農業委員候補者評価委員会から候補者の評価報告を受け、青年委員２名、女性委員２名及び中立的な立場の委員１名を含む任命予定者１４名の選出を行ったところでございます。

それでは、同意第２号から同意第１５号の方について、順次御説明をさせていただきます。

初めに、同意第２号について。亀井俊夫氏は、昭和４３年より平群町内で小

菊の生産に従事され、平成２６年度からは農業委員、平成２９年度からは農地利用最適化推進委員を務められており、久安寺自治会からも農業委員として適任であると推薦されております。

次に、同意第３号について。向井正治氏は、昭和６０年より平群町内で小菊の生産に従事され、平成２３年には農家組合長、平成２９年からは農業委員を務められており、信貴畑自治会からも農業委員として適任であると推薦されておられます。

続きまして、同意第４号について。吉川忠氏は、昭和４８年より４２年間、平群町役場に勤務の傍ら、米、野菜の生産に従事され、農業に関する知識、経験も豊富であり、農業者の３名から農業委員として適任であると推薦されておられます。

次に、同意第５号について。谷田昌信氏は、平成元年からバラの生産に従事され、平成２５年には平群温室バラ組合長を務められ、平成２３年からは、２期６年間、農業委員を務められました。また、越木塚自治会からも農業委員として適任あると推薦をされておられます。

次に、同意第６号について。森田明男氏は、昭和４７年より会社勤務の傍ら、米などの生産に従事され、平成２３年からは農業に専従されています。平成２３年からは農業委員を務められ、椿井自治会から農業委員として適任であると推薦をされておられます。

続きまして、同意第７号について。中尾靜子氏は、平成２年から小菊の生産に従事され、平成２２年からは指導農業士として、青年農業者の育成等に積極的に取り組まれておられます。平成２７年には奈良県指導農業士会長を務められ、同会からも農業委員として適任であると推薦されており、平成２９年からは農業委員を務められておられます。

次に、同意第８号について。的場清訓氏は、平成１７年より野菜の栽培に従事され、平成２７年度には平群４Ｈクラブ会長を務められ、４Ｈクラブからも農業委員として適任であると推薦されておられます。

次に、同意第９号について。松村容嘉氏は、昭和５８年より小菊の生産に従事されています。平成２６年からは農業委員、平成２９年からは農業委員会会長も務められており、福貴畑自治会からも農業委員として適任であると推薦をされておられます。

続きまして、同意第１０号について。坂上昇氏は、昭和６１年より農業に従事されています。平成１２年には、平群温室バラ組合長を務められ、現在は主にユーカリの栽培をされており、福貴自治会からも農業委員として適任であると推薦されておられます。

続きまして、同意第１１号について。北川雅史氏は、昭和５８年より、自営業の傍ら、米の生産に従事され、平成２６年には農家組合長を務められ、平成２３年からは農業委員、平成２９年からは農業委員会副会長を務められておられます。また、上庄自治会からも農業委員として適任であると推薦をされておられます。

次に、同意第１２号について。乾政哉氏は、平成２８年から小菊の生産に従事されており、平成３１年からは、西和花卉部会において、青年部選出の理事として活動されており、西和花卉部会からも農業委員として適任であると推薦をされておられます。

次に、同意第１３号について。今村雅勇氏は、昭和５３年より４２年間、平群町役場に勤務され、豊富な行政経験と知識を農業委員会の運営に役立てられるものと期待をできます。なお、農業委員会法第８条第６項に規定される農業委員会の所掌に関する事項に対し、利害関係のない中立委員の立場で応募されています。

続きまして、同意第１４号について。吉村憲二氏は、昭和４６年より、会社勤務の傍ら、農業に従事され、農業経験も豊富であり、昨年は櫟原総代を務められておられます。櫟原自治会からも農業委員として適任であると推薦されておられます。

次に、同意第１５号について。辻本貴子氏は、平成９年からイチゴ生産に従事されています。平成２９年より、ＪＡならけん郡山生駒地区女性部長、ＪＡならけん経営管理委員、ＪＡならけん女性部副部長を歴任され、平成２９年からは農業委員を務められておられます。

以上､同意第２号から同意第１５号について御説明をさせていただきました。

なお、この１４名のうち、８名の方が農業委員会法第８条第５項に規定される認定農業者等であり、委員の定数の過半数となっております。また、全ての方が農業に関する識見を有し、職務を適正に執行できる適任者であると考えており、農業委員に任命したいと存じますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議　長

これより同意第２号から同意第１５号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより１議案ごとに順次討論、採決を行います。

それでは、これより同意第２号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第２号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第２号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第３号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第３号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第３号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第４号に対する討論に入ります。討論ございませ

んか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第４号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第４号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第５号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第５号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第５号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第６号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第６号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第６号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第７号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第７号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第７号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第８号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第８号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第８号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第９号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第９号に対する採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第９号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第１０号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第１０号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１０号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第１１号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより同意第１１号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１１号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第１２号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第１２号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１２号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第１３号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第１３号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１３号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第１４号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第１４号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１４号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第１５号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより同意第１５号に対する採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１５号については原案どおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会します。

（ブー）

散　　会　（午後　３時２３分）